相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住之江区粉浜二丁目四六番地、最後の住所大阪市住之江区粉浜西二丁目七番二八号　被相続人　亡　乙間　勇雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

大阪市北区西天満二丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階

相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字東屋代二〇五四番地、最後の住所広島市安佐北区亀崎四丁目六番五―五〇一号　被相続人　亡　西村　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号

ＮＴＴクレド白島ビル六階

相続財産管理人　弁護士　安村　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区大名一丁目二一九番地、最後の住所福岡市南区井尻一丁目三三番二三号　被相続人　亡　市川八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号

相続財産管理人　司法書士　木津圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市本町七九八七番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市西向田町一七番三号　鬼塚ビル三Ｆ　被相続人　亡　田代　フチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町二八番七号

相続財産管理人　湯原　育朗

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のように公告する。

平成二十二年六月二十五日

大阪府大阪市中央区今橋四丁目四番七号

スﾐｯｾｲカードサービス株式会社

代表取締役　有吉　晴樹

一、名称　スﾐｯｾｲカードサービス株式会社

代表者の氏名　代表取締役　有吉　晴樹

本店の所在地　大阪府大阪市中央区今橋四丁目四番七号

二、登録番号　近第四十三号

登録年月日　平成七年五月八日

登録削除年月日　平成二十二年五月二十六日

三、営業保証金の額　金十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書二通を近畿経済産業局長に提出すること。

五、前号の申出書の提出がない時は、第三号の保証金が取戻される。

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アオイプロデュース　株式会社アオイプロデュース芸能家紹介所　京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町五二六―二　ノアハイツ四条九〇二号室

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年六月二十五日

京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町五二六―二　ノアハイツ四条九〇二号室

株式会社アオイプロデュース

代表取締役　長尾　賢亮

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年６月 25 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社セブンエステート　②埼玉県知事(1)20557　③代表取締役　平澤元　④埼玉県越谷市蒲生西町二丁目13番４号ライフピア103　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県越谷市蒲生西町二丁目13番４号ライフピア103　株式会社セブンエステート　代表取締役　平澤元

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(2)6094　③代表取締役　多田春彦　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　東京都武蔵野市吉祥寺本町１―15―１徳竹ビル２階　東京都杉並区高円寺北２―４―６かねこやビル１階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　ハウスコム株式会社　代表取締役　多田春彦

①三都興業株式会社　②東京都知事(1)84718　③代表取締役　河北博行　④東京都港区芝五丁目34番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝五丁目34番２号　三都興業株式会社　代表取締役　河北博行

①株式会社フジタ　②国土交通大臣(2)6348　③代表取締役　上田卓司　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番２号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区代々木１―22―１代々木１丁目ビル９階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番２号　株式会社フジタ　代表取締役　上田卓司

①丸善土地　②愛知県知事(9)10111　③近藤功　④名古屋市千種区春岡１丁目３番９号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市千種区春岡１丁目３番９号　丸善土地　近藤功